

高齢者带状疱疹予防接種に関する主な変更点

〔 2025年度 ⇒ 2026年度 〕
〔 (令和7年度) (令和8年度) 〕

1 接種間隔についての記載の改訂

組換えワクチンの接種間隔について、記載を見直しました。

- ① 7月31日に1回目を接種した場合、2回目は10月1日以降となります。(9月に31日が存在しないため。)
- ② 接種間隔の計算について、1か月＝4週(2か月＝8週)ではありません。
- ③ 1回目の接種から6か月以上経過した場合でも、年度中(3月31日まで)に接種する場合は、定期接種の対象となります。

※参照：福山市高齢者带状疱疹予防接種実施要領：P3

2 個人負担金免除者の証明書の記載及び様式の変更

次の証明書の記載及び様式が変更となりました。

- ① 「介護保険料決定通知書」又は「特別徴収額決定通知書」を廃止し、介護保険の「納入通知書(保険料額決定通知書又は保険料額変更通知書)」へ記載を変更。
- ② 「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」を廃止し、「後期高齢者資格確認書(又はオンライン資格確認)」へ記載を変更。

※参照：福山市高齢者带状疱疹予防接種実施要領：P4、資料③-1、③-2、③-3

3 予診票の様式変更

組換えワクチン(2回目)の接種を、1か月以上2か月未満の間隔で接種した際のチェック欄を追加しました。

※疾病又は治療により免疫不全である、免疫機能が低下した、免疫機能が低下する可能性があるもの等に該当し、医師が早期の接種が必要と判断した場合に限る。

※参照：福山市高齢者带状疱疹予防接種実施要領：資料②-2

4 高齢者定期接種実施報告書の様式変更

年齢内訳の欄を「60～65歳未満の方」のみの記載とするように変更しました。

なお、带状疱疹については、接種日時点で64歳であっても、年度中に65歳になる方については、内数の記載は不要となります。

※参照：福山市高齢者带状疱疹予防接種実施要領：別紙1

注意点

带状疱疹生ワクチンを注文する際は、必ず卸業者に「高齢者带状疱疹用」と伝えて注文してください。また、乳幼児の水痘も実施している医療機関は、使用するワクチンを間違えないようご注意ください。高齢者带状疱疹予防接種に乳幼児定期予防接種用で仕入れたワクチンを使用すると、誤使用になります。

※参照：福山市高齢者带状疱疹予防接種実施要領：P 7